

令和4年度 建築用木材の転換促進支援事業



木材のチカラが、
この国の街づくりを変える。

我が国への輸入木材の供給不足等に起因して、国内において木材需給のひっ迫が続いていることに加え、今般のロシアへの経済制裁に伴う送金の困難化や、船舶の確保の困難化等もあり、今後ロシア材が不足し、更なる輸入木材の供給の減少に直面する事態となっています。

本事業は、木造建築物等の設計・施工において、ウクライナ情勢により影響を受けるロシア材から国産材などの品質・性能の確かな木材へ転換し、その転換に関する情報を整理する取組（以下「転換事業」という。）を支援するものです。

本事業の概要

本事業は、木造建築物等の設計・施工において、ロシア材から国産材などの品質・性能の確かな木材へ転換し、その転換に関する情報を整理する取組(以下「転換事業」という。)を支援します。

施工者を対象とした部材転換と設計者を対象とした設計転換の2種類があります。

転換事業		
事業種	部材転換	設計転換
対象者	施工者	設計者
対象物件	住宅・非住宅。 木造及び木造とその他の構造との混構造	
要件	○以下の(1)又は(2)を満たすこと。 (1)①横架材、②下地材、③面材のいずれかにおいて、国産材等の代替材の使用を通じて、ロシア材を使用していないこと。 また過去に施工した建築物においてロシア材を使用していたと認められること。 (2)主要構造部にCLTを使用し、主要構造部及び下地材においてロシア材を使用していないこと。 また、過去に施工した建築物においてロシア材を使用していたと認められること。 ○転換に関する情報を記載すること。	
助成対象	転換の取組を行った①から③の部材の材積×2.7万円 主要構造部に使用したCLTの材積×6.6万円	設計費(意匠設計・構造設計)の1/2
上限	1棟当たり1,500万円	木造部分の床面積(㎡)×6,350円/㎡
その他	同一建築物において、設計転換と併用可能。 申請上限は県単位で5棟まで。	同一建築物において、部材転換と併用可能。 申請上限は県単位で5棟まで。

全木連の補助事業における位置づけ

建築用木材の転換促進支援

○要件

横架材・下地材・面材において、ロシア材を国産材等へ転換等

○助成対象

横架材、下地材、面材の材積×2.7万円

CLTの材積×6.6万円

設計費の1/2

JAS転換実証支援事業

○要件

横架材、羽柄材にJAS材を使用等

○助成対象

横架材、羽柄材、JAS構造材の材積×6.6万円

CLTの材積×14万円

設計費の1/2

青破線は、
床面積が500㎡
以上が対象

JAS構造材実証支援事業

○要件

主要構造部にJAS構造材を使用等

○助成対象

JAS構造材の材積×6.6万円

CLTの材積×14万円

	戸建住宅	集合住宅	非住宅
4階以上	4階以上	4階以上	4階以上
3階	3階	3階	3階
2階	2階	2階	2階
1階	1階	1階	1階

※対象: 木造、木造とその他の構造の混構造
: 新築、増築、改築いずれも対象

詳細な要件や助成対象については、それぞれの事業の公募要領を御確認ください。

本事業で扱う用語及び定義は以下のとおりとします。

ア 代替材

転換事業を実施しようとする設計事業者又は施工事業者(以下「転換事業者」という。)がロシア材の代替として使用する木材製品をいう。なお、製材においては乾燥材であること。

イ 横架材

建築物の梁、桁、床梁、胴差、小屋梁、母屋など水平方向又は水平成分を有する方向に設置する構造材(土台は除く。)をいう。

ウ 下地材

建築物の天井、壁、床等に使用される垂木、野縁、胴縁、貫、根太、間柱、筋かい、合板、木質パネル等の下地となる木材製品をいう。

エ 面材

下地材のうち合板及び木質パネルをいう。

ロシア材から品質性能の確かな木材への転換とは

パターン1

過去に設計又は施工した建築物でロシア材を使用していたと認められる部材(横架材、下地材、面材)において、設計の工夫や調達先の見直しを行い、代替材の使用を通じて、ロシア材を使用しないこと。

転換前

過去に施工した
物件



設計者 or 施工者



ロシア材を使用していたと認められる

部材	種類
横架材	レッドウッド集成材 (ロシア産使用)
下地材	オウシュウアカマツ製材
面材	ラーチ使用の針葉樹合板



設計の工夫(設計者)
調達先の見直し(施工者)

転換後

申請物件



設計者 or 施工者



転換に取り組む部材において、
ロシア材を使用無し

部材※	種類
横架材	スギ集成材
下地材	スギ製材
面材	針葉樹合板(スギ100%)

(この場合は全ての部材で転換)
※一つの部材で転換した場合でも助成
対象となりますが、転換をした部材数
に応じて助成対象木材が変わります。

パターン2

過去にロシア材を使用した建築物の設計・施工の実績がある者が、主要構造部にCLTを活用して、建築物の主要構造部及び下地材にロシア材を使用しないこと。

転換前

過去に施工した
物件

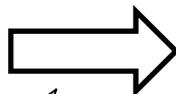


設計者 or 施工者



ロシア材を使用していたと認められる

部材	種類
横架材	レッドウッド集成材 (ロシア産使用)
下地材	オウシュウアカマツ製材
面材	ラーチ使用の針葉樹合板



工法の転換

転換後

申請物件



設計者 or 施工者



・主要構造部にCLTを使用
・主要構造部と下地材にロシア材の使用無し

転換事業

1) 事業申請(事業へのエントリー)＜様式第1号＞

受付期間 令和4年6月17日 ～ **令和4年7月20日(水)17時(必着)**
※予算の都合で期日前に締め切る場合があります。

2) 助成金交付申請(転換の取組に応じた助成金の申請)＜様式第6号＞

受付期間 **事業完了した日から起算して1か月を経過した日
又は令和4年11月30日(水)(必着)のいずれか
早い期日まで**

部材転換支援(施工事業者対象)

本事業に申請できるのは転換事業の対象物件の建築業者であり、以下の条件を全て満たした施工者とします。

- ア 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条の規定に基づき建築工事業又は大工工事業の許可を受けた者であること。
- イ 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条に規定された建築確認申請(以下「建築確認申請」という。)において転換事業に申請する建築物の施工者として確認できる者、又は施工者として確認できる者から転換事業に申請する権利の委譲を受けた施工者とする。ただし、対象建築物の工事に当たって建築確認申請を要さない場合は、工事請負契約書等において同様の確認ができる者であること。
- ウ 事業内容を行う意思及び具体的計画を有し、かつ転換事業を的確に実施できる能力を有する者であること。
- エ 転換事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する者であること。

本事業に申請できるのは転換事業の対象物件の建築業者であり、以下の条件を全て満たした施工者とします。

- オ 公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者でないこと。
- カ 自ら又は実質的に経営権を有する者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、若しくはこれらに準ずる者又はその構成員、又は過去5年以内にこれらに該当したことがある者(以下「反社会的勢力」という。)ではないこと。

本事業の対象とすることができる建築物は以下の条件を全て満たす物件とします。

- ア 建築主が国でないもの。
- イ 木造及び木造とその他構造との混構造のもの。
- ウ 建築物の基礎より上部の躯体部分において、本事業以外に国、地方公共団体、その他の公的機関等からの補助や助成を受けていないもの。ただし、地方公共団体及びその他の公的機関（以下「補助事業実施機関」という。）が実施する補助や助成において、その財源に国庫からの助成金、交付金その他国の資金（地方交付税交付金を除く。）が含まれていないことを補助事業実施機関の資料等により確認できる場合はこの限りでない。
- エ 新築及び増改築する助成対象の床面積（非木造部分を除く。）が10m²を超えるものであること。

本事業の対象とすることができる建築物は以下の条件を全て満たす物件とします。

オ 以下の①又は②の要件を満たすものであること。

① 以下の(ア)、(イ)又は(ウ)の要件を満たすものであること。

(ア) 横架材について、代替材の使用を通じて、ロシア材が使用されていないことに加えて、過去にロシア材を使用したと認められる建築物を施工したことを示すことができること。

(イ) 下地材(面材を除く。)について、代替材の使用を通じて、ロシア材が使用されていないことに加えて、過去にロシア材を使用したと認められる建築物を施工したことを示すことができること。

(ウ) 面材について、代替材の使用を通じて、ロシア材が使用されていないことに加えて、過去にロシア材を使用したと認められる建築物を施工したことを示すことができること。

② 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条に規定された主要構造部(以下同じ。)にCLT(直交集成板)が使用され、建築物の主要構造部及び下地材においてロシア材が使用されていないことに加え、過去にロシア材を使用したと認められる建築物を設計又は施工したことを示すことができること。

本事業の対象とすることができる建築物は以下の条件を全て満たす物件とします。

- カ ロシア材から代替材への転換に関する情報又はCLTを主要構造部に使った工法への転換に関する情報を、転換事業申請書(様式第1号)及び転換事業助成金交付申請書(以下「交付申請書」という。)(様式第6号—1)に記載すること。
- キ 代替材を建築物の施工現場に荷受けした写真及び施工状態がわかる写真を提出できること。
- ク 建築確認申請又は建築工事届を提出したものであること。
- ケ 設計転換に申請する建築物は、発注者との契約関係等が明確で、かつ建築されることが確実なものであること。
- コ 転換事業の成果を林野庁及び全木連が無償で活用し公表できることを建築主が同意したものであること。

本事業の対象は以下に定めるものとします。

転換事業者が行う部材転換において、先述の対象物件に定める要件を満たす建築物を新築、増築、改築する場合に使用される木材を助成対象となる木材製品（以下「助成対象木材製品」という。）とし、その範囲及び材積は、以下に定めるものとする。

なお、転換事業者が、助成対象木材製品はロシア材が含まれていないことの確認及び「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（平成28年法律第48号。以下「クリーンウッド法」という。）に基づき合法性の確認ができた旨を納品書等の書面の記載により確認できる木材製品とする。

- ア 対象物件の才の①(ア)の要件を満たす場合、建築物に使用された横架材の材積。
- イ 対象物件の才の①(イ)の要件を満たす場合、建築物に使用された下地材（面材を除く）の材積。
- ウ 対象物件の才の①(ウ)の要件を満たす場合、建築物に使用された面材の材積
- エ 対象物件の才の②の要件を満たす場合、建築物の主要構造部に使用されたCLTの材積。

部材転換にあつては、令和4年4月28日以降に発注した助成対象木材を助成対象とする。

本事業の助成金額は次のとおりとします。

助成金額は以下の①及び②を比較し、最も低い金額から1,000円未満の額を切り捨てた額とする。

なお、助成額は1棟の建築物における部材転換に対し、15,000,000円を上限とする。

- ① 事業申請時に申告する助成対象木材のうち、助成対象の1のア、イ及びウの材積の合計に27,000円／ m^3 を乗じた金額と助成対象の1のエの材積に66,000円／ m^3 を乗じた金額を加算した金額。
- ② 交付申請時に申告する助成対象木材のうち、助成対象の1のア、イ及びウの材積の合計に27,000円／ m^3 を乗じた金額と助成対象の1のエの材積に66,000円／ m^3 を乗じた金額を加算した金額。

同一建築物で部材転換と設計転換を申請する場合の助成金額は、それぞれの算出方法で算出した金額の合計額とし、それぞれの転換事業についてそれぞれの上限額を超えないものとする。

事業概要：助成対象の建築物、木材の考え方(1)

手順① 過去に施工した建築物の納品書や木拾い表において、ロシア材の使用を確認し、情報を整理する。

番号	名称	規格、仕様			数量 (枚)	単価 (円/枚)	金額 (円)	材積 (m ³)	備考
		樹種	種類、等級	寸法(mm)					
1	1階柱	ヒノキ	JAS機械等級製材/E90	105 × 105 × 2790	38	※※※	※※※	※※※	
2	1階柱	ヒノキ	JAS機械等級製材/E90	105 × 105 × 2950	9	※※※	※※※	※※※	
3	1階柱	ヒノキ	JAS機械等級製材/E90	105 × 105 × 2950	19	※※※	※※※	※※※	
4	1階柱	ヒノキ	JAS機械等級製材/E90	105 × 105 × 2400	2	※※※	※※※	※※※	
5	1階柱	ヒノキ	JAS目視等級製材/1級SD20	105 × 105 × 2700	18	※※※	※※※	※※※	
6	土台	ヒノキ	JAS目視等級製材/1級SD20	105 × 105 × 3050	50	※※※	※※※	※※※	
7	1階梁	RW	JAS構造用集成材/E70-F225	105 × 210 × 2500	42	※※※	※※※	※※※	
8	1階梁	RW	JAS構造用集成材/E70-F225	105 × 210 × 4000	65	※※※	※※※	※※※	
9	1階梁	RW	JAS構造用集成材/E70-F225	105 × 120 × 2500	67	※※※	※※※	※※※	
10	1階梁	RW	JAS構造用集成材/E70-F225	105 × 120 × 4000	67	※※※	※※※	※※※	
11	垂木	アカマツ	JAS目視等級製材/2級	45 × 45 × 1500		※※※	※※※	※※※	
15		ヒノキ	JAS機械等級製材/E90	105 × 105 × 3050		※※※	※※※	※※※	
88	鉛直構面	ラーチ	JAS構造用合板/特類1級C-D	1820 × 910 × 12	140	※※※	※※※	※※※	
89	鉛直構面	ラーチ	JAS構造用合板/特類1級C-D	1820 × 910 × 12	4	※※※	※※※	※※※	
90	プレカット基本料				1式	※※※	※※※	※※※	
91	構造材プレカット費				12	※※※	※※※	※※※	
92	羽柄材プレカット費				15	※※※	※※※	※※※	
93	送料				1式	※※※	※※※	※※※	
94	値引き					※※※	※※※	※※※	
合 計							※※※	※※※	

納品書や木拾い表において、ロシア材を使用していたことが分かる資料を整理。

下記破線内が使われている建築物の部材については、ロシア産の木材を使用したと認められるものとします。

- ロシア産の木材を使用したと認められるもの
- ・RW集成材
 - ・下地材のアカマツ
 - ・ラーチ合板

(P12の対象物件の才を参照)

そのほか、その製品にロシアが産地である木材が使われていることが認められる資料(インボイスや森林認証の書類等)を示すこととします。

転換前の建築物として、比較する過去の建築物は、令和2年度から令和3年度の間施工した物件を対象とします

横架材

下地材

面材

手順② 今回の申請の建築物の納品書や木拾い表から、転換に取り組む部材においてロシア材が含まれていないことの確認やロシア材の代替材として利用した木材製品の情報を整理する

○転換に取り組む部材において、ロシア材が使用されていないことを確認します。

ロシア材でないことが明らかなもの(スギやヒノキ等の樹種の製品、納品書でロシア以外の産地が示されている製品)の場合は特段の確認は求めませんが、

樹種等の情報ではロシア材である可能性がある製品(レッドウッド、アカマツやカラマツ(ラーチ)など使った製品)については、調達元や製造元に確認を行い、ロシア産でないことが証明できる書類(インボイスや森林認証の書類等)を提出してください。

ロシア産でないことが証明できない場合、ロシア産として扱い、助成対象とはなりません。

○転換前にロシア材が使われていた部分について、申請建築物で代替として利用した木材製品が分かる資料を整理

※代替材

転換事業を実施しようとする設計事業者又は施工事業者(以下「転換事業者」という。)がロシア材の代替として使用する木材製品をいう。なお、**製材においては乾燥材**であること。

手順③ 助成対象となる部材を確認する。

○：ロシア材を使用 ×：ロシア材を未使用

過去の施工物件(転換前)			申請物件(転換後)		
横架材	下地材	面材	横架材	下地材	面材
○	○	○	×	×	×
			×	×	○
			×	○	×
			○	×	×
			○	○	×
			○	×	○
			×	○	○
○	○	×	×	×	/
			○	×	
			×	○	
○	×	○	×		×
			×		○
			○		×
×	○	○	/	×	×
			/	○	×
			/	×	○
○	×	×	×	/	/
×	○	×	/	×	/
×	×	○	/	/	×

斜線はロシア材の使用・未使用問わない。

◎：助成対象

助成対象木材				助成対象
横架材	下地材	面材	CLT	設計費
◎	◎	◎	◎※	◎
◎	◎		◎※	◎
◎		◎	◎※	◎
	◎	◎	◎※	◎
		◎	◎※	◎
	◎		◎※	◎
◎			◎※	◎
◎	◎	/	◎※	◎
	◎	/	◎※	◎
◎		◎	◎※	◎
◎			◎※	◎
		◎	◎※	◎
	◎	◎	◎※	◎
		◎	◎※	◎
◎	/	/	◎※	◎
/	◎	/	◎※	◎
/	/	◎	◎※	◎

※転換後の物件でロシア材を使用せずに、主要構造部にCLTを使う場合。

手順④ 調達先の見直し等を行った記録をつけること

ロシア材から代替材への転換の際に行う、

ア)木材製品の調達先の変更 又は イ)既存の調達先との部材転換に係る調整の記録を資料として整理

ア)の場合、

事業申請時：過去の施工物件と異なる調達先からの見積書

交付申請時：当該調達先から調達した際の納品書等

イ)の場合、

事業申請時：調達先への見積りの際に行った部材転換の打ち合わせ内容や指示がわかる記録などの資料

交付申請時：当該調達先から調達した際の納品書等

手順⑤ 助成対象木材の助成金額の計算方法を確認する

- ・助成対象となった部材において使用された木材製品の材積1m³当たり、27,000円の単価となります。
- ・主要構造部に使用されたCLTの材積1m³当たり、66,000円の単価となります。
※転換後の建築物にロシア材を使用しない場合。

助成対象木材		使用材積	単 価	材積×単価	①金額計
横架材			27,000		
下地材（面材除く）					
面材					
直交集成板（CLT）			66,000		

事業申請時の金額と交付申請時の金額を比較して、低い方が助成金額となります。
助成上限金額は、1,500万円/棟 です。

設計轉換支援(設計者対象)

本事業に申請できるのは転換事業の対象物件の建築業者であり、以下の条件を全て満たした設計者としてします。

- ア 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条に基づき都道府県知事の登録を受けた者で、転換事業に申請する建築物の設計者であること。
- イ 事業内容を行う意思及び具体的計画を有し、かつ転換事業を的確に実施できる能力を有する者であること。
- ウ 転換事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有する者であること。
- エ 公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)に基づく排除措置命令又は課徴金納付命令を受けた者でないこと。
- オ 自ら又は実質的に経営権を有する者が、暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、若しくはこれらに準ずる者又はその構成員、又は過去5年以内にこれらに該当したことがある者(以下「反社会的勢力」という。)ではないこと。

本事業の対象とすることができる建築物は以下の条件を全て満たす物件とします。

- ア 建築主が国でないもの。
- イ 木造及び木造とその他構造との混構造のもの。
- ウ 建築物の基礎より上部の躯体部分において、本事業以外に国、地方公共団体、その他の公的機関等からの補助や助成を受けていないもの。ただし、地方公共団体及びその他の公的機関（以下「補助事業実施機関」という。）が実施する補助や助成において、その財源に国庫からの助成金、交付金その他国の資金（地方交付税交付金を除く。）が含まれていないことを補助事業実施機関の資料等により確認できる場合はこの限りでない。
- エ 新築及び増改築する助成対象の床面積（非木造部分を除く。）が10m²を超えるものであること。

本事業の対象とすることができる建築物は以下の条件を全て満たす物件とします。

オ 以下の①又は②の要件を満たすものであること。

① 以下の(ア)、(イ)又は(ウ)の要件を満たすものであること。

(ア) 横架材について、代替材の使用を通じて、ロシア材が使用されていないことに加えて、過去にロシア材を使用したと認められる建築物を設計したことを示すことができること。

(イ) 下地材(面材を除く)について、代替材の使用を通じて、ロシア材が使用されていないことに加えて、過去にロシア材を使用したと認められる建築物を設計したことを示すことができること。

(ウ) 面材について、代替材の使用を通じて、ロシア材が使用されていないことに加えて、過去にロシア材を使用したと認められる建築物を設計したことを示すことができること。

② 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条に規定された主要構造部(以下同じ。)にCLT(直交集成板)が使用され、建築物の主要構造部及び下地材においてロシア材が使用されていないことに加え、過去にロシア材を使用したと認められる建築物を設計したことを示すことができること。

本事業の対象とすることができる建築物は以下の条件を全て満たす物件とします。

- カ ロシア材から代替材への転換に関する情報又はCLTを主要構造部に使った工法への転換に関する情報を、転換事業申請書(様式第1号)及び転換事業助成金交付申請書(以下「交付申請書」という。)(様式第6号—1)に記載すること。
- キ 代替材が建築物の施工現場に荷受けした写真及び施工状態がわかる写真を提出できること。
- ク 建築確認申請又は建築工事届を提出したものであること。
- ケ 設計転換に申請する建築物は、発注者との契約関係等が明確で、かつ建築されることが確実なものであること。
- コ 転換事業の成果を林野庁及び全木連が無償で活用し公表できることを建築主が同意したものであること。

本事業の対象は以下に定めるものとします。

転換事業者が行う設計転換において、対象物件に定める要件を満たす建築物の木造部分の設計に係る設計費を助成対象（以下「助成対象設計費」という。）とします。

設計転換にあつては、令和4年4月28日以降に設計契約を締結した設計、又は契約行為を伴わない場合は当該日以降にその経費が発生した設計を助成対象とします。

本事業の助成金額は次のとおりとします。

設計転換の対象建築物の設計費に1/2を乗じた額とします。ただし、混構造の物件にあつては、設計費の全額を対象建築物の総床面積で除した金額に木造部の床面積を乗じた額に1/2を乗じた額とします。

なお、1棟当たりの助成額は、木造部の床面積に12,700円/m²を乗じた額に1/2を乗じた額を上限とします。

同一建築物で部材転換と設計転換を申請する場合の助成金額は、それぞれの算出方法で算出した金額の合計額とし、それぞれの転換事業についてそれぞれの上限額を超えないものとします。

事業概要：助成対象の建築物、木材の考え方(1)

手順① 過去に施工した建築物の納品書や木拾い表において、ロシア材の使用を確認し、情報を整理する。

番号	名称	規格、仕様			数量 (枚)	単価 (円/枚)	金額 (円)	材積 (m ³)	備考
		樹種	種類、等級	寸法(mm)					
1	1階柱	ヒノキ	JAS機械等級製材/E90	105 × 105 × 2790	38	※※※	※※※	※※※	
2	1階柱	ヒノキ	JAS機械等級製材/E90	105 × 105 × 2950	9	※※※	※※※	※※※	
3	1階柱	ヒノキ	JAS機械等級製材/E90	105 × 105 × 2950	19	※※※	※※※	※※※	
4	1階柱	ヒノキ	JAS機械等級製材/E90	105 × 105 × 2400	2	※※※	※※※	※※※	
5	1階柱	ヒノキ	JAS目視等級製材/1級SD20	105 × 105 × 2700	18	※※※	※※※	※※※	
6	土台	ヒノキ	JAS目視等級製材/1級SD20	105 × 105 × 3050	50	※※※	※※※	※※※	
7	1階梁	RW	JAS構造用集成材/E70-F225	105 × 210 × 2500	42	※※※	※※※	※※※	
8	1階梁	RW	JAS構造用集成材/E70-F225	105 × 210 × 4000	65	※※※	※※※	※※※	
9	1階梁	RW	JAS構造用集成材/E70-F225	105 × 120 × 2500	67	※※※	※※※	※※※	
10	1階梁	RW	JAS構造用集成材/E70-F225	105 × 120 × 4000	67	※※※	※※※	※※※	
11	垂木	アカマツ	JAS目視等級製材/2級	45 × 45 × 1500		※※※	※※※	※※※	
15		ヒノキ	JAS機械等級製材/E90	105 × 105 × 3050		※※※	※※※	※※※	
88	鉛直構面	ラーチ	JAS構造用合板/特類1級C-D	1820 × 910 × 12	140	※※※	※※※	※※※	
89	鉛直構面	ラーチ	JAS構造用合板/特類1級C-D	1820 × 910 × 12	4	※※※	※※※	※※※	
90	プレカット基本料				1式	※※※	※※※	※※※	
91	構造材プレカット費				12	※※※	※※※	※※※	
92	羽柄材プレカット費				15	※※※	※※※	※※※	
93	送料				1式	※※※	※※※	※※※	
94	値引き					※※※	※※※	※※※	
合 計							※※※	※※※	

納品書や木拾い表において、ロシア材を使用していたことが分かる資料を整理。

下記破線内が使われている建築物の部材については、ロシア産の木材を使用したと認められるものとします。

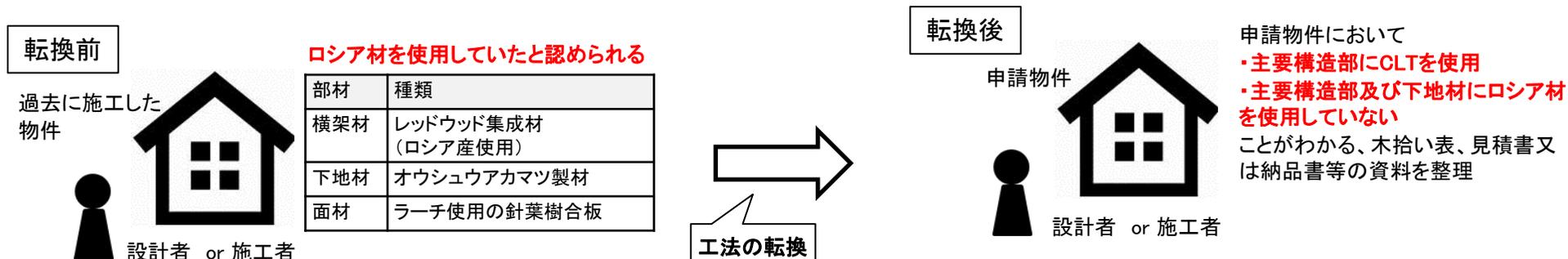
- ロシア産の木材を使用したと認められるもの
- ・RW集成材
 - ・下地材のアカマツ
 - ・ラーチ合板

(P12の対象物件の才を参照)

そのほか、その製品にロシアが産地である木材が使われていることが認められる資料(インボイスや森林認証の書類等)を示すこととします。

転換前の建築物として、比較する過去の建築物は、令和2年度から令和3年度の間に施工した物件を対象とします

手順② 助成対象となる転換であるか確認する。(CLT工法への転換の場合)



手順③ 今回の申請の建築物の納品書や木拾い表から、転換に取り組む部材においてロシア材が含まれていないことの確認や、ロシア材の代替材として利用した木材製品の情報を整理する

○転換に取り組む部材において、ロシア材が使用されていないことを確認します。
ロシア材でないことが明らかなもの(スギやヒノキ等の樹種の製品、納品書でロシア以外の産地が示されている製品)の場合は特段の確認は求めませんが、樹種等の情報ではロシア材である可能性がある製品(レッドウッド、アカマツやカラマツ(ラーチ)など使った製品)については、調達元や製造元に確認を行い、ロシア産でないことが証明できる書類(インボイスや森林認証の書類等)を提出してください。
ロシア産でないことが証明できない場合、ロシア産として扱い、助成対象とはなりません。

○転換前にロシア材が使われていた部分について、申請建築物で代替として利用した木材製品が分かる資料を整理

※代替材

転換事業を実施しようとする設計事業者又は施工事業者(以下「転換事業者」という。)がロシア材の代替として使用する木材製品をいう。なお、**製材においては乾燥材**であること。

手順④ 転換の取組に関する情報を整理する。(材種の転換の場合)

材種の転換に当たって、設計上、工夫した取組を報告していただきます。
以下は取組例です。

- | | |
|-----------------------------------|--|
| <input type="checkbox"/> 部材の断面の変更 | <input type="checkbox"/> 代替材を用いた構造計算 |
| <input type="checkbox"/> スパンの変更 | <input type="checkbox"/> 代替材を用いた仕様規定への適合確認 |
| <input type="checkbox"/> 間取りの変更 | <input type="checkbox"/> その他() |

手順① 助成金額の計算方法を確認する。

- ・設計転換の助成金額は設計費（意匠設計・構造設計）の1/2です。
- ・混構造の場合は、木造建築部分の設計費を按分して計算することとなります。

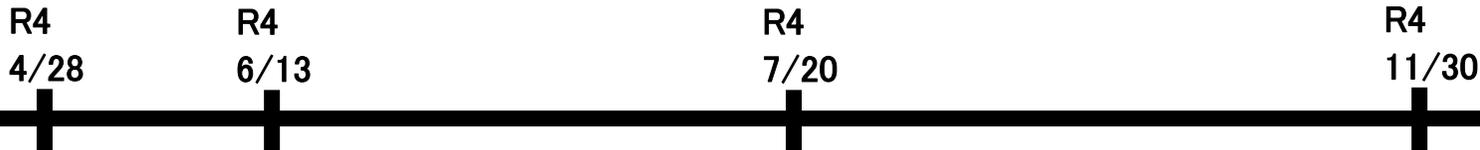
$$\text{【助成金額】} = \text{設計費} \times \frac{\text{建築物の木造部分の延べ床面積}}{\text{建築物の延べ床面積}} \times \frac{1}{2}$$

$$\text{【上限金額】} = 12,700\text{円} \times \frac{\text{建築物の木造部分の延べ床面積}}{\text{建築物の延べ床面積}} \times \frac{1}{2}$$

事業申請時の金額と交付申請時の金額、上限金額を比較して、低い方の金額が助成金額となります。

申請の流れ

凡例: 事業申請者が作成する書類 (ピンク色)
全木連による通知 (黄色)



設計・施工開始、着工完了

設計契約・助成対象木材の調達

指定確認検査
機関等に、
建築確認申請
又は
建築工事届の
提出

- 事業申請書(様式第1号)
地域木材団体への提出
- 申請受付書(様式第2号)
事業申請者に送付
- 結果通知書(様式第3号)
審査結果を事業申請者に送付

○建て方の終了時

- 助成対象木材・代替材の施工終了、**搬入・使用状況等の写真撮影**
- 一部事業者を対象とした現地確認を実施

交付申請書(様式第6号)提出

交付決定通知(様式第7号)送付

交付請求書(様式第9号)提出

助成金の支払い

※要件を満たさない場合
不採択通知(様式第8号)

結果通知書の通知前に調達した木材（令和4年4月28日以降に調達したものに限り。）に対して助成を申請することは可能ですが、**既に設計・施工が行われており、要件を満たした設計・施工を行うことができないような場合は助成できない**ことを御承知置き下さい。
要件を満たしているか確認した後に事業を実施したい方は、結果通知後に木材の調達を行うという手順をとることが考えられます。

部材転換、設計転換ともに、
代替材や助成対象木材に関する、**搬入状況・使用状況の写真が提出できない場合は助成を認められません**ので、御承知置き下さい。

■ 提出先

申請する物件の住所にある地域木材団体

■ 提出物

- ① 転換事業申請書(様式第1号)本紙及び
付属書類(別添、別紙1)
- ② 建築工事業又は大工工事業の許可証の写し
(部材転換の場合)
- ③ 建築基準法第6条の規定による建築確認申請書一式
又は建築工事届の写し(受付印のあるもの)
- ④ 建築士免許証の写し(設計転換の場合)
- ⑤ 転換事業に係る確認及び同意書(様式第1号 別紙2)
(他の補助事業を併用する場合は国費が含まれないことを
確認した資料も添付)
- ⑥ 代替材がどこに配置されているのか明瞭に色分け
(凡例を表示すること。)され判別することが可能な配置図、
平面図(部屋の用途が記載されたもの)、立面図、軸組図、
及び梁伏せ図

様式第1号 令和 年 月 日

転換事業申請書

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 菅野 康則 殿

会社名(共同申請の場合は代表会社)
住 所
代表者役職名・氏名

当社は、建築用木材の転換促進支援事業助成金交付規程に基づき、下記建築物における
(部材転換・設計転換)において、必要な資料を添えて転換事業に申請します。
※括弧の中は該当するものに○を付けてください。

記

1. 申請者の概要(該当するメニューについて記載)

(1) 部材転換の申請者

1. 事業担当者の所属・氏名	
2. 事業担当者の連絡先	〒
住所:	
Tel:	Fax: E-mail:
3. 共同申請者の有無 (☑印)	※「あり」の場合、「様式6号(共同申請)」に必要事項を記載し提出 <input type="checkbox"/> あり

*E-mailのアドレスの記入は必須とします。

(2) 設計転換の申請者

1. 事業担当者の所属・氏名	
2. 事業担当者の連絡先	〒
住所:	
Tel:	Fax: E-mail:
3. 共同申請者の有無 (☑印)	※「あり」の場合、「様式6号(共同申請)」に必要事項を記載し提出 <input type="checkbox"/> あり

*E-mailのアドレスの記入は必須とします。

2. 付属資料

別添のとおり

受付締切
令和4年7月20日(水)
17時(必着)

■ 提出物

- ⑦部材転換がわかる書類(過去の施工物件の工事完了届及び木拾い表又は納品書、今回の申請物件の木拾い表、見積書又は納品書)
- ⑧部材転換の申請を行う場合、調達先の変更がわかる書類
(過去の納品書(ロシア材を使用)、今回の申請物件の見積書
又は納品書(代替材を使用))。
又は従来の調達先と部材転換に係る調整を行った旨の書類
(見積書などで調整内容を記載するなど)
- ⑨設計転換の申請を行う場合、算定金額の根拠が分かる資料(見積書など)
- ⑩助成金振込先の資料(金融機関及び本支店の名称、預金口座の種別、番号、名義)

※事業申請時の証明は交付申請時に活用するので、内容を保管しておいてください

様式第1号 令和 年 月 日

転換事業申請書

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 菅野 康則 殿

会社名 (共同申請の場合は代表会社)
住 所
代表者役職名・氏名

当社は、建築用木材の転換促進支援事業助成金交付規程に基づき、下記建築物における
(部材転換・設計転換)において、必要な資料を添えて転換事業に申請します。
※括弧の中は該当するものに○を付けてください。

記

1. 申請者の概要 (該当するメニューについて記載)

(1) 部材転換の申請者

1. 事業担当者の所属・氏名	
2. 事業担当者の連絡先	〒
住所:	
Tel:	Fax:
E-mail:	
3. 共同申請者の有無 (☑印)	※「あり」の場合、「様式6号(共同申請)」に必要事項を記載し提出 <input type="checkbox"/> あり

*E-mailのアドレスの記入は必須とします。

(2) 設計転換の申請者

1. 事業担当者の所属・氏名	
2. 事業担当者の連絡先	〒
住所:	
Tel:	Fax:
E-mail:	
3. 共同申請者の有無 (☑印)	※「あり」の場合、「様式6号(共同申請)」に必要事項を記載し提出 <input type="checkbox"/> あり

*E-mailのアドレスの記入は必須とします。

2. 付属資料

別添のとおり

受付締切
令和4年7月20日(水)
17時(必着)

I : 事業申請一別添

部材転換

設計転換

別添

転換事業申請書付属資料

部材転換

設計転換

1. 部材転換

1. 事業番号 申請時空欄（事業申請受付後に決定します。）

2. 事業者名

3. 建築物名

4. 建築物の住所

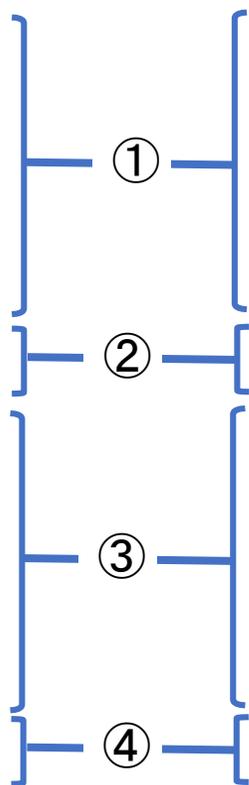
5. 建築確認申請の建築物の用途
用途番号： 用途：

6. 部材転換する建築物
ア 種別 新築 増改築
イ 建築物の延べ床面積 m²
ウ うち木造の助成対象面積 m²
エ 建築物の階数 地上 階 地下 階
オ 契約年月日 令和 年 月 日

7. 部材転換する建築物の建て方完了予定月
令和 年 月 旬ころ
 上
 中
 下

8. 申請の要件を満たす確認情報
(1) 部材転換（第4の1関係）
ア 建築工事業又は大工工事事業の許可を受けています はい
イ 建築確認申請の施工者又は施工者から委託を受けた施工者です はい
(2) 共通（第4の3関係）
ア 交付規程別添1に定める事業を行う意思及び具体的計画を有し事業を的確に実施できる能力を有しています はい
イ 実証事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有しています。 はい
ウ 「独占禁止法」に基づく排除命令又は課徴金納付命令を受けていません はい
エ 第4の3のエで定める反社会的勢力ではありません はい

9. 転換の取組の概要（以下のうち該当する全てにチェック）
 (1) 横架材、下地材（面材を除く）又は面材においてロシア材から代替材へ転換
 (2) 主要構造部にCLTを使用した工法により建築



2. 設計転換

1. 事業番号 申請時空欄（事業申請受付後に決定します。）

2. 事業者名

3. 建築物名

4. 建築物の住所

5. 設計転換する建築物の用途
用途番号： 用途：

6. 部材転換する建築物
ア 種別 新築 増改築
イ 建築物の延べ床面積 m²
ウ うち木造の助成対象面積 m²
エ 建築物の階数 地上 階 地下 階
オ 契約年月日 令和 年 月 日

7. 設計転換する建築物の建て方完了予定月
令和 年 月 旬ころ
 上
 中
 下

8. 申請の要件を満たす確認情報
(1) 設計転換（第4の2関係）
建築士法の登録を受けています はい
(2) 共通（第4の3関係）
ア 交付規程別添1に定める事業を行う意思及び具体的計画を有し事業を的確に実施できる能力を有しています はい
イ 実証事業に係る経理及びその他の事務について、適切な管理体制及び処理能力を有しています。 はい
ウ 「独占禁止法」に基づく排除命令又は課徴金納付命令を受けていません はい
エ 第4の3のエで定める反社会的勢力ではありません はい

9. 転換の取組の概要
 (1) 横架材、下地材（面材を除く）又は面材においてロシア材から代替材へ転換
 (2) 主要構造部にCLTを使用した工法により建築

次頁につづく

- ①申請する建築物の情報を記入します
- ②建て方が完了する予定の時期
- ③申請者が申請の要件を満たしているかの確認を申告します
- ④転換の取組の概要を選択します

部材転換

10. 転換の取組の詳細 (以下のうち該当する全てにチェック)

(1) 横架材、下地材 (面材を除く) 又は面材においてロシア材から代替材へ転換 (アとイの双方を満たす必要があります)

ア 転換部材について (該当する欄にチェックを入れ、具体的内容を記載)

部材区分	ロシア材 (転換前の樹種・製品の種類・サイズ)	代替材 (転換後の樹種・製品の種類・サイズ)
<input type="checkbox"/> 横架材		
<input type="checkbox"/> 下地材 (面材を除く)		
<input type="checkbox"/> 面材		

※ 転換を行う各部材において、ロシア材は転換後において使用されないこと
 ※ 代替材として使われる製材は、乾燥材であること。

※ 添付書類について
 部材転換がわかる書類 (過去の施工物件の工事完了届及び木拾い表又は納品書、今回の申請物件の木拾い表、見積書又は納品書)

イ 調達先の見直し等 (該当する欄にチェックを入れる)

調達先を変更し入手する部材を転換

従来からの調達先と調整し、入手する部材を転換

※ 添付書類について
 調達先の変更がわかる書類 (過去の納品書 (ロシア材を使用)、今回の申請物件の見積書又は納品書 (代替材を使用))
 又は従来からの調達先と部材転換に係る調整を行った旨の書類 (見積書などで調整内容を記載するなど)

(2) 主要構造部にCLTを使用した工法により建築

主要構造部にCLTを使用

※ 添付書類について
 CLTを活用した工法への転換がわかる書類 (過去の施工物件の工事完了届及び木拾い表又は納品書。申請物件において、主要構造部にCLTが使われ、主要構造部及び下地材にロシア材が使われていないことがわかる、木拾い表、見積書又は納品書)

設計転換

10. 転換の取組の詳細

(1) 横架材、下地材 (面材を除く) 又は面材において代替材を使用 (アとイの双方を満たす必要があります)

ア 転換部材について (該当する欄にチェックを入れ、具体的内容を記載)

部材区分	ロシア材 (転換前の樹種・製品の種類・サイズ)	代替材 (転換後の樹種・製品の種類・サイズ)
<input type="checkbox"/> 横架材		
<input type="checkbox"/> 下地材 (面材を除く)		
<input type="checkbox"/> 面材		

※ 転換を行う各部材において、ロシア材は転換後において使用されないこと
 ※ 代替材として使われる製材は、乾燥材であること。

※ 添付書類について
 部材転換がわかる書類 (過去の設計物件の工事完了届及び木拾い表又は納品書、今回の申請物件の木拾い表、見積書又は納品書)

イ 転換に係る工夫 (該当する欄にチェックを入れ、具体的内容を記載)

項目	内容
<input type="checkbox"/> 部材の断面の変更	
<input type="checkbox"/> スパン変更	
<input type="checkbox"/> 間取の変更	
<input type="checkbox"/> 代替材を用いた構造計算	
<input type="checkbox"/> 代替材を用いた仕様規定への適合確認	
<input type="checkbox"/> その他	

(2) 主要構造部にCLTを使用した工法により建築

主要構造部にCLTを使用

※ 添付書類について
 CLTを活用した工法への転換がわかる書類 (過去の施工物件の工事完了届及び木拾い表又は納品書。申請物件において、主要構造部にCLTが使われ、主要構造部及び下地材にロシア材が使われていないことがわかる、木拾い表、見積書又は納品書)

⑤

⑤転換の取組の詳細を記入します

※部材転換と設計転換で様式が異なるので注意して記入してください

※助成金算定表の数値と整合するように作成してください

別紙1 助成対象の明細
※着色のあるセルは自動計算されますので入力・加工等しないでください。

1. 木材使用量 単位: m³ (小数点以下切り捨て整数止め)

区分	総量	うち国産材
建築物に使用する全ての木材の総量*	m ³	m ³

* 申請建築物に係るすべての木材使用量(ただし、パーティクルボード、繊維板を除く。)を記入。

2. 助成対象となる木材 ※転換を行った区分のみ、材積を入力

助成対象木材	転換の有無	木材使用量の総量
1. 構架材	<input type="checkbox"/>	m ³
2. 下地材(面材除く)	<input type="checkbox"/>	m ³
3. 面材	<input type="checkbox"/>	m ³
4. 直交集成板(CLT)	<input type="checkbox"/>	m ³
助成対象木材使用量計		m ³

3. 事業申請時に算定する助成金額

(1) 部材転換 単位: m³ (小数点以下5位切り捨て), 円

助成対象木材	使用材積	単価	材積×単価	①金額計
構架材				
下地材(面材除く)		27,000		
面材				
直交集成板(CLT)		66,000		

(2) 設計転換

延べ床面積	うち木造部の床面積	設計費	②助成額(設計費の1/2)
m ²	m ²	円	#DIV/0! 円

注: 設計費には建築物全体の設計費(意匠設計・構造設計)を入力する

(3) 上限額

ア 部材転換 15,000,000 円/棟

イ 設計転換 助成対象の面積 × 6,350 円/m² =

(4) 事業申請時に算定する助成金額

3 (1)の①と(2)②を加算した金額。ただし(1)(2)の項目において上限額を超える場合は、上限額を用いて計算の上、記入する。

(千円未満切り捨て) 円

→ 使用する全ての木材の材積を記入します

→ 助成対象となる木材使用量を計上します

→ (1)、(2)、(3)より助成金額、上限額を計上します
助成金額は部材転換では(1)、設計転換では(2)を用いて計上します

→ (1)又は(2)の算定額を千円未満切り捨てで転記します

ただし(3)の上限額を上回る場合は該当する上限額を記載します

別紙2

転換事業に係る確認及び同意書

令和 年 月 日

(事業申請者の名称及び代表者氏名)

名称:

代表者氏名:

様

(建築主の住所・氏名等)

住所:

氏名:



建築物の名称:

1. 事業申請者が転換事業に事業申請する上記建築物について、建築物の基礎より上部の躯体部分において、この事業以外に国の補助金、助成金等（地方公共団体その他の公的機関等が国の補助金等を受けて実施するものを含む。）を受けていません。今後、受ける予定もありません。

また、受けた場合には速やかに全国木材組合連合会（以下「全木連」という。）に報告します。

「はい」の場合

なお、以下の補助金、助成金等を受けた、又は受ける予定がありますが、国の補助金、助成金等が含まれていないことを当該補助金、助成金等の交付の主体が作成した資料により確認しています。

補助金等名:

補助金等の交付の主体:

2. 1に反して、国庫補助を受けたことが判明した場合は、交付決定の取り消し又は補助金の返還となることを理解しました。

「はい」の場合

3. 転換事業を利用して建築した建築物について、全木連が建築物の外観、構造材の使用状況、使用した木材等を示す写真、設計図面、使用した木材の種類や使用量、工法、仕様、面積等建築物に係る基本情報について、無償で報告書、広報誌、白書、パンフレット、ホームページ等で公開することがあることに対し同意します。

「はい」の場合

4. 全木連が必要に応じて、転換事業を利用して建築する建築物について、施工中又は工事完了時に現地を確認することに同意します。

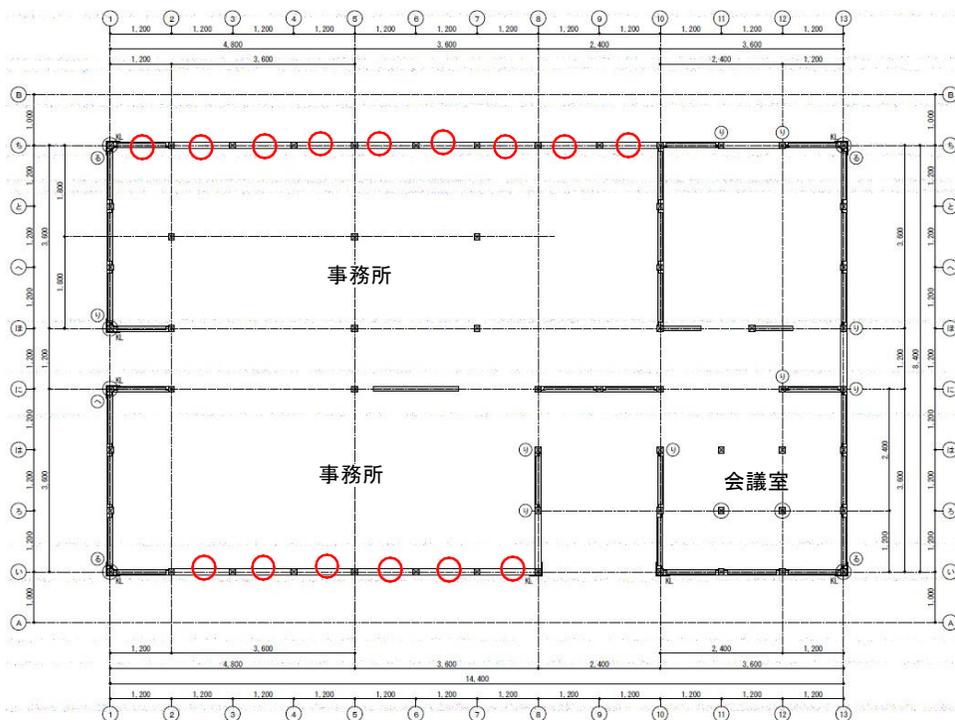
「はい」の場合

申請する物件について、**建築主**に建築費に対する**補助金の利用の有無を確認**していただくとともに、**転換事業の結果の利用・公表や現地確認のための立入等について同意**いただいた**確認及び同意書**（本様式に**建築主**が記入し**署名・押印**したもの）を**事業申請者あて**に提出していただき、**事業申請者はその写しを全木連に提出**します（**原本は事業申請者が保管**しておく。）

④申請物件の代替材が判別可能な平面図・軸組図・梁伏せ図等

■ <軸組構法 平面図の例> (※枠組壁工法もこれに準ずる)

○ 代替材：ヒノキ間柱



— 代替材：構造用パネル
 代替材：スギ構造用合板

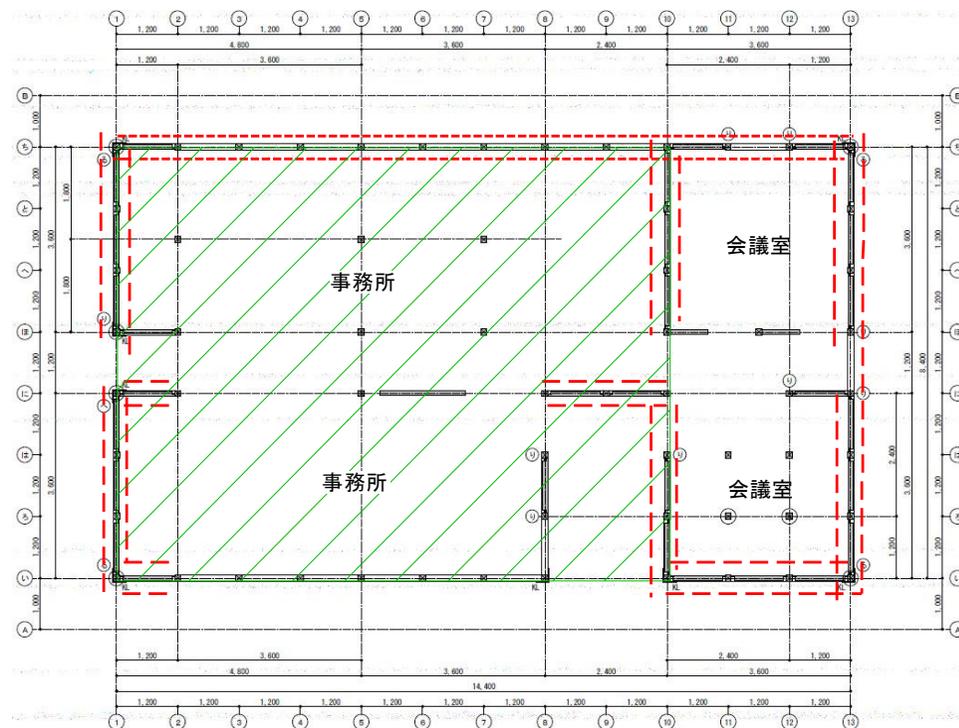


図 軸組工法等の平面図の例

— 代替材 : 機械等級製材 ヒノキE90
 — 代替材 : スギ集成材E105-F255

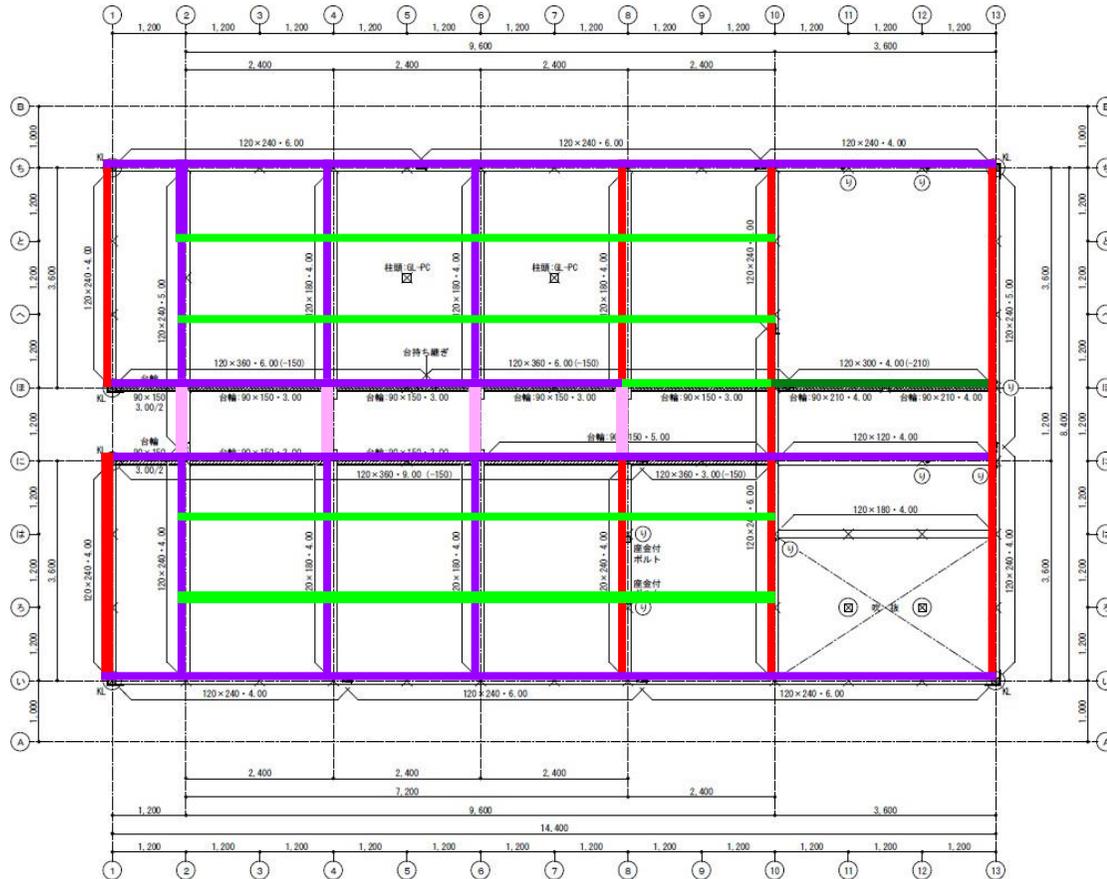


図 軸組工法等の梁伏図の例

I : 事業申請 : 見積書

部材転換
設計転換

令和2年4月1日

⑤ 見積書 (表紙と明細を合わせて提出する。)

見積書

全木建設株式会社

下記のとおり御見積もり申し上げます。

物件名：全木連事務所 新築工事

納期：別途お打ち合わせ

見積有効期限：令和4年6月末

転換する部材において、
ロシア材が含まれていないことを
示す必要があります。

株式会社 全木プレカット
埼玉県●●市●●●

tel 048-●●●●-●●●●

金額 ￥ 3,800,000 (税抜)

【記入項目】
☆は必須
☆樹種
☆寸法
☆数量
☆金額
☆材積

番号	名称	規格、仕様			数量 (枚)	単価 (円/枚)	金額 (円)	材積 (m ³)	備考
		樹種	種類、等級	寸法(mm)					
1	1階柱	ヒノキ	JAS機械等級製材/E90	105 × 105 × 2790	38	※※※	※※※	※※※	
2	1階柱	ヒノキ	JAS機械等級製材/E90	105 × 105 × 2950	9	※※※	※※※	※※※	
3	1階柱	ヒノキ	JAS機械等級製材/E90	105 × 105 × 2950	19	※※※	※※※	※※※	
4	1階柱	ヒノキ	JAS機械等級製材/E90	105 × 105 × 2400	2	※※※	※※※	※※※	
5	1階柱	ヒノキ	JAS目視等級製材/1級SD20	105 × 105 × 2700	18	※※※	※※※	※※※	
6	土台	ヒノキ	JAS目視等級製材/1級SD20	105 × 105 × 3050	50	※※※	※※※	※※※	
7	1階梁	スギ	JAS構造用集成材/E70-F225	105 × 210 × 2500	42	※※※	※※※	※※※	
8	1階梁	スギ	JAS構造用集成材/E70-F225	105 × 210 × 4000	65	※※※	※※※	※※※	
9	1階梁	スギ	JAS構造用集成材/E70-F225	105 × 120 × 2500	67	※※※	※※※	※※※	
10	1階梁	スギ	JAS構造用集成材/E70-F225	105 × 120 × 4000	67	※※※	※※※	※※※	
11	大引き	ヒノキ	製材/無等級	105 × 105 × 3050		※※※	※※※	※※※	
15		ヒノキ	JAS機械等級製材/E90	105 × 105 × 3050		※※※	※※※	※※※	
88	鉛直構面	針葉樹	JAS構造用合板/特類1級C-D	1820 × 910 × 12	140	※※※	※※※	※※※	ヒノキ・スギ使用
89	鉛直構面	針葉樹	JAS構造用合板/特類1級C-D	1820 × 910 × 12	4	※※※	※※※	※※※	ヒノキ・スギ使用
90	プレカット基本料				1式	※※※	※※※	※※※	
91	構造材プレカット費				12	※※※	※※※	※※※	
92	羽柄材プレカット費				15	※※※	※※※	※※※	
93	送料				1式	※※※	※※※	※※※	
94	値引き					※※※	※※※	※※※	
合 計							※※※	※※※	

■ 様式第2号 転換事業受付書

様式第2号
令和 年 月 日
転換事業受付書

会社名
代表者名

地域木材団体名
代表者名 印

御社より申請がありました転換事業申請書の受理がなされたことを通知します。
なお、採択の有無については後日改めて通知します。

受付 No.

事業申請を受け付けたことを
地域木材団体から通知いたします。
採択の結果については、様式第3
号で連絡します。

■ 様式第3号 転換事業採択通知書

様式第3号
令和 年 月 日
転換事業審査結果通知書

会社名
代表者名

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 菅野 康剛 印

(※採択の場合)
御社より提出された転換事業にかかる申請について、委員会が定める基準に従い審査をした結果採択されましたので、通知します。
なお、転換事業の実施に当たっては、建築用木材の転換促進支援事業助成金交付規程に基づき実施願います。

(※不採択の場合)
御社より提出された転換事業にかかる申請について、委員会が定める基準に従い審査をした結果、残念ながら不採択となりましたので、通知します。

記

受付番号
転換事業 No.

採択結果の通知になります。

■写真撮影（※詳しくは事業のホームページの「写真撮影の手引き」を参照ください。）

①荷受け検収写真

代替材を施工現場に荷受けした際の写真
検収ごと（トラックでの搬入の場合はトラックごと）に撮影

②施工写真

代替材の施工状態がわかる写真を撮影
・施工状態がわかるように、内観の全体
図がわかるような写真を、黒板無しで
撮影

写真により確認できない
部材は助成できない場合
があります。

- ア) 工事名
- イ) 撮影日時
- ウ) 位置
- エ) 部材名称



写真 施工写真の例

■ 写真撮影(※)

- ③ 建て方完了後に建物の全景写真(2方向から) 黒板があるものと、ないものをそれぞれ撮影

■ 交付申請書の書類作成

建て方終了後ではなく、揃えられる書類は事前に作成する。

※ i ~ iii のかかれた黒板とともに撮影
(i) 工事名、(ii) 撮影日時、(iii) 部材種



写真 建物の全景写真の例

全木連及び地方木材団体は、

一部の転換支援事業において、
現地で建て方完了後の代替材の利用状況を
確認させていただきます。

現地確認の対象事業者には、

全木連及び地方木材団体から連絡させていただきます。

現地確認の対象となった際は、

確認可能な日の連絡、現場の調整等など、ご協力をお願いします。

■ 提出物

- ⑩ 建築確認済証の写し
事業申請時から変更があった場合、変更確認申請書一式
- ⑪ 代替材がどこに配置されているか明瞭に色分け、
凡例が表示され判別することが可能な配置図、平面図
(部屋の用途が記載されたもの)、立面図、軸組図、
梁伏せ図等

※ 転換事業者は、第1項の交付申請書(様式第6号—1)を提出するに当たり、消費税額を除外して申請しなければならない。

様式第6号—1 令和 年 月 日

転換事業助成金交付申請書

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 菅野 康則 殿

会社名(共同申請の場合は代表会社)
住 所
代表者役職名・氏名

当社は、建築用木材の転換促進支援事業助成金交付規程に基づき、下記物件における(部材転換・設計転換)において、必要な資料を添えて助成金の交付を申請します。
※括弧の中は該当するものに○を付けてください。

記

1. 申請者の概要(該当するメニューについて記載)
(1) 部材転換の申請者

1. 事業担当者の所属・氏名	
2. 事業担当者の連絡先	〒
住所:	
Tel: _____ Fax: _____ E-mail: _____	
3. 共同申請者の有無 (図印)	※「あり」の場合、「様式6号(共同申請)」に必要事項を記載し提出 <input type="checkbox"/> あり

*E-mailのアドレスの記入は必須とします。

(2) 設計転換の申請者

1. 事業担当者の所属・氏名	
2. 事業担当者の連絡先	〒
住所:	
Tel: _____ Fax: _____ E-mail: _____	
3. 共同申請者の有無 (図印)	※「あり」の場合、「様式6号(共同申請)」に必要事項を記載し提出 <input type="checkbox"/> あり

*E-mailのアドレスの記入は必須とします。

2. 付属資料

別添のとおり

提出締切(必着)
・令和4年11月30日(水)又は事業が完了した日から
起算して1か月経過した日のいずれかの早い期日

IV: 助成金交付申請一別添

別添 転換事業補助金交付申請書付属資料

1. 部材転換

1. 事業番号

2. 事業者名

3. 建築物名

4. 建築物の住所

5. 建築確認申請の建築物の用途

事業申請時 用途番号: 用途:

交付申請時 用途番号: 用途:

6. 部材転換する建築物

事業申請時

ア 種別 新築 増改築

イ 建築物の延べ床面積 m²

ウ うち木造の助成対象面積 m²

エ 建築物の階数 地上 階 地下 階

オ 契約年月日 令和 年 月 日

交付申請時

ア 種別 新築 増改築

イ 建築物の延べ床面積 m²

ウ うち木造の助成対象面積 m²

エ 建築物の階数 地上 階 地下 階

オ 契約年月日 令和 年 月 日

7. 部材転換する建築物の建て完了予定月

事業申請時 令和 年 月 上 中 下 旬ころ

交付申請時 令和 年 月 上 中 下 旬ころ

8. 転換の取組の概要 (以下のうち該当する全てにチェック)

事業申請時

(1) 横架材、下地材 (面材を除く) 又は面材においてロシア材から代替材へ転換

(2) 主要構造部にCLTを使用した工法により建築

交付申請時

(1) 横架材、下地材 (面材を除く) 又は面材においてロシア材から代替材へ転換

(2) 主要構造部にCLTを使用した工法により建築

次項につづく

9. 転換の取組の詳細

事業申請時 (以下のうち該当する全てにチェック)

(1) 横架材、下地材 (面材を除く) 又は面材において代替材を使用 (アとイの双方を満たす必要があります)

ア 転換部材について (該当する欄にチェックを入れ、具体的内容を記載)

部材区分	ロシア材 (転換前の樹種・製品の種類・サイズ)	代替材 (転換後の樹種・製品の種類・サイズ)
<input type="checkbox"/> 横架材		
<input type="checkbox"/> 下地材 (面材を除く)		
<input type="checkbox"/> 面材		

イ 調達先の見直し等 (該当する欄にチェックを入れ、具体的内容を記載)

調達先を変更し入手する部材を転換

従来の調達先と調整し、入手する部材を転換

(2) 主要構造部にCLTを使用した工法により建築

主要構造部にCLTを使用

次項に続く

交付申請時 (以下のうち該当する全てにチェック)

(1) 横架材、下地材 (面材を除く) 又は面材において代替材を使用 (アとイの双方を満たす必要があります)

ア 転換部材について (該当する欄にチェックを入れ、具体的内容を記載)

部材区分	ロシア材 (転換前の樹種・製品の種類・サイズ)	代替材 (転換後の樹種・製品の種類・サイズ)
<input type="checkbox"/> 横架材		
<input type="checkbox"/> 下地材 (面材を除く)		
<input type="checkbox"/> 面材		

イ 調達先の見直し等 (該当する欄にチェックを入れ、具体的内容を記載)

調達先を変更し入手する部材を転換

従来の調達先と調整し、入手する部材を転換

※ 転換を行う各部材において、ロシア材は転換後において使用されないこと

※ 代替材として使われる製材は、乾燥材であること。

※ 添付書類について

部材転換がわかる書類 (過去の施工物件の工事完了届及び木拾い表又は納品書、今回の申請物件の木拾い表、見積書又は納品書)

イ 調達先の見直し等 (該当する欄にチェックを入れ、具体的内容を記載)

調達先を変更し入手する部材を転換

従来の調達先と調整し、入手する部材を転換

※ 添付書類について

調達先の変更がわかる書類 (過去の納品書 (ロシア材を使用)、今回の申請物件の納品書 (代替材を使用))、又は従来の調達先と部材転換に係る調整を行った旨の書類。 (見積書などで調整内容を記載するなど)

(2) 主要構造部にCLTを使用した工法により建築

主要構造部にCLTを使用

※ 添付書類について

CLTを活用した工法への転換がわかる書類 (過去の施工物件の工事完了届及び木拾い表又は納品書、申請物件において、主要構造部にCLTが使われ、主要構造部及び下地材にロシア材が使われていないことがわかる、木拾い表、見積書又は納品書)

樹種や製品の種類については該当するものを全て記入。ただし、サイズについては代表的なものでよい。

- ・申請する建築物の情報
- ・建て方が完了する予定の時期
- ・申請要件の適否
- ・転換の取組の概要、詳細についてそれぞれ事業申請時、交付申請時のものを記入してください

○事業申請時の欄
○交付申請時の欄

IV: 助成金交付申請一別添

2. 設計転換

1. 事業番号

2. 事業者名

3. 建築物名

4. 建築物の住所

5. 建築確認申請の建築物の用途

事業申請時 用途番号: 用途:

交付申請時 用途番号: 用途:

6. 部材転換する建築物

事業申請時

ア 種別 新築 増改築

イ 建築物の延べ床面積 m²

ウ うち木造の助成対象面積 m²

エ 建築物の階数 地上 階 地下 階

オ 契約年月日 令和 年 月 日

交付申請時

ア 種別 新築 増改築

イ 建築物の延べ床面積 m²

ウ うち木造の助成対象面積 m²

エ 建築物の階数 地上 階 地下 階

オ 契約年月日 令和 年 月 日

7. 部材転換する建築物の建て方完了予定月

事業申請時 令和 年 月 旬ころ

交付申請時 令和 年 月 旬ころ

8. 転換の取組の概要

事業申請時

(1) 横架材、下地材（面材を除く）又は面材においてロシア材から代替材へ転換

(2) 主要構造部にCLTを使用した工法により建築

交付申請時

(1) 横架材、下地材（面材を除く）又は面材においてロシア材から代替材へ転換

(2) 主要構造部にCLTを使用した工法により建築

次項に続く

9. 転換の取組の詳細

事業申請時

(1) 横架材、下地材（面材を除く）又は面材において代替材を使用
(アとイの双方を満たす必要があります)

ア 転換部材について（該当する欄にチェックを入れ、具体的内容を記載）

部材区分	ロシア材 (転換前の樹種・製品の種類・サイズ)	代替材 (転換後の樹種・製品の種類・サイズ)
<input type="checkbox"/> 横架材		
<input type="checkbox"/> 下地材 (面材を除く)		
<input type="checkbox"/> 面材		

イ 転換に係る工夫（該当する欄にチェックを入れ、具体的内容を記載）

項目	内容
<input type="checkbox"/> 部材の断面の変更	
<input type="checkbox"/> スパン変更	
<input type="checkbox"/> 間取の変更	
<input type="checkbox"/> 代替材を用いた構造計算	
<input type="checkbox"/> 代替材を用いた仕様規定への適合確認	
<input type="checkbox"/> その他	

(2) 主要構造部にCLTを使用した工法により建築

主要構造部にCLTを使用

次項に続く

樹種や製品の種類については該当するものを全て記入。ただし、サイズについては代表的なものでよい。

交付申請時

(1) 横架材、下地材（面材を除く）又は面材において代替材を使用
(アとイの双方を満たす必要があります)

ア 転換部材について（該当する欄にチェックを入れ、具体的内容を記載）

部材区分	ロシア材 (転換前の樹種・製品の種類・サイズ)	代替材 (転換後の樹種・製品の種類・サイズ)
<input type="checkbox"/> 横架材		
<input type="checkbox"/> 下地材 (面材を除く)		
<input type="checkbox"/> 面材		

※ 転換を行う各部材において、ロシア材は転換後において使用されないこと
※ 代替材として使われる製材は、乾燥材であること。

※ 添付書類について
部材転換がわかる書類（過去の施工物件の工事完了届及び木拾い表又は納品書、今回の申請物件の木拾い表、見直し又は納品書）

イ 転換に係る工夫（該当する欄にチェックを入れ、具体的内容を記載）

項目	内容
<input type="checkbox"/> 部材の断面の変更	
<input type="checkbox"/> スパン変更	
<input type="checkbox"/> 間取の変更	
<input type="checkbox"/> 代替材を用いた構造計算	
<input type="checkbox"/> 代替材を用いた仕様規定への適合確認	
<input type="checkbox"/> その他	

(2) 主要構造部にCLTを使用した工法により建築

主要構造部にCLTを使用

※ 添付書類について
CLTを活用した工法への転換がわかる書類（過去の施工物件の工事完了届及び木拾い表又は納品書、申請物件において、主要構造部にCLTが使われ、主要構造部及び下地材にロシア材が使われていないことがわかる、木拾い表、見直し又は納品書）

- ・申請する建築物の情報
- ・建て方が完了する予定の時期
- ・申請要件の適否
- ・転換の取組の概要、詳細についてそれぞれ
事業申請時、交付申請時のものを記入してください

○事業申請時の欄
○交付申請時の欄

IV: 助成金交付申請一別紙

別紙

助成対象の明細及び交付申請額

※着色のあるセルは自動計算されますので入力・加工等しないでください。

1. 木材使用量 単位: m³ (小数点以下切り捨て)

建築物に使用する全ての木材の総量*	申請	m ³	
	実績	m ³	

* 申請建築物に係るすべての木材使用量 (ただし、パーティクルボード、繊維板を除く。) を記入。

2. 助成対象となる木材 ※転換を行った区分のみ、材積を入力

助成対象木材	転換の有無	木材使用量の総量	
事業申請 横架材	<input type="checkbox"/>		m ³
事業申請 下地材 (面材除く)	<input type="checkbox"/>		m ³
事業申請 面材	<input type="checkbox"/>		m ³
事業申請 直交集成板 (CLT)	<input type="checkbox"/>		m ³
助成対象木材使用量計			m ³
交付申請 横架材	<input type="checkbox"/>		m ³
交付申請 下地材 (面材除く)	<input type="checkbox"/>		m ³
交付申請 面材	<input type="checkbox"/>		m ³
交付申請 直交集成板 (CLT)	<input type="checkbox"/>		m ³
助成対象木材使用量計			m ³

3. 事業申請時に算定する助成金額

(1) 部材転換 単位: m³ (小数点以下5位切り捨て), 円

助成対象木材	使用材種	単価	材積×単価	金額計
事業申請 横架材				①
事業申請 下地材 (面材除く)		27,000		
事業申請 面材				
事業申請 直交集成板 (CLT)		66,000		
交付申請 横架材				②
交付申請 下地材 (面材除く)		27,000		
交付申請 面材				
交付申請 直交集成板 (CLT)		66,000		

(2) 設計転換

事業申請	延べ床面積	うち木造部の床面積	設計費	③助成額 (設計費の1/2)
	m ²	m ²	円	円 ③
交付申請	延べ床面積	うち木造部の床面積	設計費	④助成額 (設計費の1/2)
	m ²	m ²	円	円 ④

(3) 上限額

ア 部材転換 15,000,000 円/棟
イ 設計転換 助成対象の面積 × 6,350 円/m² =

(4) 交付申請額

交付申請額は、3 (1) の①と②で低い方金額 + 3 (2) の③と④で低い方金額。
ただし (1) (2) の項目において上限額を超える場合は、上限額を用いて計算の上、記入する。

円 (千円未満切り捨て)

○事業申請時の欄
様式第1号別紙1の申請時データを転記しま
す

○交付申請時の欄
事業の実績から助成金額を計上します

計上した助成金額を千円未満切り捨てで転記します
ただし(3)の上限額を上回る場合は該当する
上限額を記載します

※合法伐採木材の証明書の記載例

令和〇年〇〇月〇〇日

合法伐採証明

都市木造建築株式会社
京都千代田区永田町2-4-3
代表取締役社長 杉山 林太郎

(申請した物件名)で使用した下記木材は、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律に基づき、合法性を確認した木材です。

記

(※記の下に当該物件で使用した木材の明細表を添付する。)

事業申請者名義で作成してください

- クリーンウッド法の登録木材関連事業の場合
: 登録番号
- 森林認証の認定取得事業者の場合
: 認証番号
- 林野庁ガイドラインの団体認定を受けた事業者の場合
: 認定番号

該当なしの場合無記入

※合法伐採木材の証明は、
全ての申請者が提出する必要があります

様式第7号

令和 年 月 日

転換事業助成金交付決定通知書

会社名
代表者名

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 菅野 康則 印

御社より申請がありました転換事業助成金交付申請書について、下記金額で交付の決定がなされましたので通知します。
なお、この金額に基づき一般社団法人全国木材組合連合会に請求書を送付して下さい。

転換事業 No.	
建築物名	
助成金交付決定額	

全木連での交付申請確認後、
交付決定通知書で助成額を
お知らせします。

様式第9号

令和 年 月 日

転換事業助成金交付請求書

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 菅野 康則 殿

会社名
代表者名

建築物の転換促進支援事業助成金交付規定に基づき、下記転換事業の助成金を請求します。

転換事業 No.	
建築物名	
交付決定通知日	
請求金額	

交付決定通知書に記載された金額を記
入して、(一社)全国木材組合連合会に
送付してください。

- 審査が円滑にできるよう、申請に必要な書類は公募要領やチェックリストで確認し、すべて揃えて提出いただくようお願いいたします。
- 審査において提出書類の複写やPDF化をしますので、ホチキス止め、インデックスの貼布、両面印刷等は**しないで**ください。
- 提出する図面は、A3サイズにより提出してください。

必ず公募要領をお読みください
詳細はウェブサイトにて

<https://moku-tenkan.jp/>

〒107-0052 東京都港区赤坂2-12-13 UHA味覚糖赤坂ビル 3F

一般社団法人全国木材組合連合会 補助事業事務局

TEL:03-6550-8540(平日10:00~17:30)

FAX:03-6550-8541

Mail:info@moku-tenkan.jp